平成２５年（フ）第２８３号
埼玉県川越市南大塚５丁目35番地19　ハイム ハピネスＢ棟201号室、前住所埼玉県川越市南大塚１丁目18番地29　メイツ川越南大塚507号室
債務者　我妻せつ子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９９号
埼玉県所沢市星の宮２丁目８番16―306号煉瓦館110、前住所東京都葛飾区東四つ木２丁目14番２号
債務者　小林しおり
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８３号
釧路市星が浦大通３丁目２番39号　メゾン・リラＡ棟Ｄ号室
債務者　神　美智子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第９２号
釧路市新川町12番７号　ガルテンハイム２号室
債務者　丹澤まゆみ（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６６６号
横浜市保土ケ谷区峰沢町154番地　原田鉄筋株式会社寮
債務者　黒木　国広
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７０号
神奈川県大和市福田７丁目６番地９　桜ケ丘ハイツ202号
債務者　松崎　ユキ
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３９号
横浜市都筑区東山田町1460番地　ミーティア202
債務者　菅原　宮夫
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５０号
横浜市南区東蒔田町11番地１　東蒔田斉藤ビル401
債務者　寺田　君江
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６１号
神奈川県高座郡寒川町倉見1552番地　ヴィラビアンカ103号
債務者　具志　光夫
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９４号
横浜市港南区野庭町671番地２　アルタいどのり101
債務者　高橋あやか（旧姓正村）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０６８号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目８番５―206号
債務者　西宮　啓介
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５号
釧路市新橋大通８丁目２番1203号　シャルムサンライト1203号室
債務者　沼崎加奈江（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３６号
栃木県佐野市田沼町793番地１　田沼アパート、前住所栃木県栃木市大平町牛久803番地11要マンション202
債務者　佐川　隼助
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１０５号
北海道帯広市清流西１丁目８番地10　グランドールＫⅢ―101号室、住民票上の住所釧路市大楽毛４丁目４番20号
債務者　鈴木　裕里
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９４２号
横浜市南区宿町３丁目58番地３　ニフコＩ蒔田101号
債務者　張　　力行（ＺＨＡＮＧ　ＬＩＸＩＮＧ）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部